平成 25 年度

後期高齡者医療制度

~保険料のお支払いと保険証(被保険者証)の一斉更新について~

お知らせ

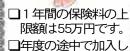
後期高齢者医療制度は、被保険者(加入者)の皆さんにご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆さんが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、 今後とも保険料をお支払いいただきますよう、お願いします。

【【保険料の計算方法 【【

均 等 割 【1人当たりの額】 **47.709円** 所 得 割 【本人の所得に応じた額】 (平成24年中の所得-33万円)× **10.61%**

1年間の保険料(100円未満切り捨て)

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など) を引いたものです。



LI年度の途中で加入した月 たときは加入した月 からの月割で計算し ます。

【 保険料の軽減 【 【

- ①均等割の軽減(年額)
 - □軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
 - □被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額	
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】	4, 770円
33万円	8. 5割 軽減	【年額】	7, 156円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5 割軽減	【年額】	23, 854円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】	38, 167円

②所得割の軽減

□被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合	
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5 割 軽減	



③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- □この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず 均等割が9割軽減となります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで 市町村の国民健康保険等は含まれません。

【【保険料を年金からお支払される方へ【【

「! 保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、国保賦課徴収係へお申し出ください!

※お申込みに必要なもの:ご本人の保険証・お支払いする口座の預貯金通帳とお届け印

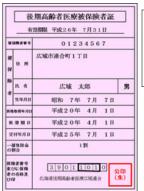
- □「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。 □税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
 - (年金からのお支払いの場合、お支払いただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

【 保険料の減免 【 【

保険料のお支払いが困難な場合は、国保賦課徴収係へご相談ください。 災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく 困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる 場合があります。

【【保険者証が新しくなります【【

有効期限が1年間になり、毎年更新されます!



現在の保険者証 (黄色) 有効期限 平成25年7月31日 まで



7月末で有効期限が満了となるため、 8月以降は使用出来なくなります!



市から**7月中に** 新保険者証を郵送!

新しい保険者証 (ピンク色) 有効期限 平成26年7月31日 まで

手元に届いたら、お持ちの黄色 の保険者証を破棄し、ピンク色 の保険者証をご使用ください。





- ▶新しい保険者証の 有効期限は、<u>平成26</u> 年7月31日まで。
- ▶紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、医療保険係窓口までお越しください。



現在の減額認定証 (オレンジ色) 有効期限 平成25年7月31日



保険者証と同じく有効期限が満了となるため、 8月以降は使用出来なくなります!

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険者証とともに 減額認定証を交付しますので、8月1日からは、オレンジ色の 減額認定証を破棄し、**水色の減額認定証をご使用ください**。

〜新たに減額認定証が 必要となる方〜

まで

右記の交付要件に 該当することをご確 認の上、医療保険係へ 申請してください。 ▶減額認定証の交付対象…次の区分||または区分| に該当する方

区分川 世帯全員が住民税非課税である方

区分 I 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方

- ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
- ・老齢福祉年金を受給されている方

【 【 医療費通知の発行を希望される方へ 【 【

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

次回の発行

9月(平成25年1月~6月の医療費を 対象)に行います。

発行をご託望の方はご連絡ください!

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または 医療保険係へご連絡ください(電話でのご 連絡だけで手続きできます)。

- ●この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」 の領収書の代わりとすることはできません。

問合せ先・

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

赤平市役所市民生活課

- ▶保険料について…国保賦課徴収係
- ▶資格·給付について…医療保険係 ☎ 32-2214